

令和3年地域運動部活動推進事業成果報告書

基山町教育委員会

1 基山町の現状と課題

(ア) これまでの学校部活動をめぐる取り組み

基山町は人口1.7万人を有し、学校については2小学校1中学校と1中学校区で成り立っている。町民のスポーツ活動に対する意識は高く、特に野球やソフトボール、バレーボールについては、地域の活動も盛んに行われており、大会等が通年で行われている。本町においては平成30年10月に「部活動の在り方に関する方針」を策定し、部活動の適切な運用と、教職員の働き方改革に取り組んできた。

(イ) 学校運動部活動と基山町中学生スポーツの現状

① 基山中学校運動部活動

部活動名	活動場所	令和3年度部員数
野球	学校・町営球場	24
サッカー	学校	24
陸上	学校	33
ソフトテニス 男子	学校	17
ソフトテニス 女子	学校	23
バレーボール 男子	学校	13
バレーボール 女子	学校	16
バスケットボール男子	学校	30
バスケットボール女子	学校	23
卓球 男子	学校	20
卓球 女子	学校	20
柔道	基山町総合体育館	2
剣道	学校	12

② 社会体育と連携している学校部活動

野球 部活動連携型社会体育活動。

部活動に所属する生徒で希望する生徒は、社会体育のクラブにも所属することができる。

部活動規定に定められた時間以外の活動があるが、保護者会会長の管理の下、クラブ活動

スタッフの指示・監督下で活動を行い、学校管理下以外の活動となる。

剣道 部活動だけの部員（毎日練習、時間は学校で決めた時間）

部活動＋社会体育所属の部員（部活動後、火・水・金は練習）→入会金別、指導

者は地域の方

柔道 学校に柔道場がないため、基本的に社会体育（基山少年柔道クラブ）に参加。社会体育の指導者の方との練習が中心。火曜・木曜・土曜・日曜日が活動日。火曜・木曜は、19時～21時ぐらいまで武道場にて練習。月曜日は休館日。土曜日曜は対外試合に遠征することが多い。

③ 社会体育クラブ基山中生在籍人数

競技名	令和3年度基山中所属生徒数
バドミントン	12
水泳	3
空手道	3
サッカー	16
硬式野球	10
ラグビー	3

(ウ) 保護者・教員からの聞き取りによる学校部活動のメリット・デメリット
学校部活動のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・教育的指導の観点で行われる・学校の指導と競技（種目）の指導が共通でできる。・施設等において安価である・佐賀県は学校単位ベースで設立された種目が多いことから他校（他チームとの連携がとりやすい）・中体連主催大会（中学校総合体育大会）に出場できる・活動経費が安価である（施設利用料、指導者謝金等が発生しない）	<ul style="list-style-type: none">・指導者（教員）が3~5年単位で変わる・部活動ガイドラインにより、競技志向者に向けては、競技特性に見合わない部活動がある・指導者が地域性に富んでない場合は、地域との連携がとりにくい・学校教員の負担が大きい

(エ) 基山町中学生スポーツの在り方検討会議で上げられた課題

令和元年度より、教育委員会、スポーツ担当部局、基山中学校で「基山町中学生スポーツの在り方検討会議」を開催してきた。その中で、浮き彫りとなったのが以下の課題である。

- ① 競技種目によって、地域の期待度が高いものがある。
- ② 町内で中学生を対象としているスポーツクラブは、サッカーを除き、学校設

置の部活動以外の種目である。

- ③ 基山町中学生のスポーツ活動の多くは部活動に依存している。
- ④ 「部活動の在り方に関する方針」の策定に伴い、競技の特性に応じた活動ができない。
- ⑤ 教職員のライフワークバランスの視点から、部活動改革の必要性が高まっている。
- ⑥ 学校内での部活動環境は生徒の健全育成に寄与している。
- ⑦ 遠方のクラブに高額な費用をかけて通う生徒もいるが、町内でスポーツに取り組む生徒を育成できるシステムの構築が望まれる。
- ⑧ ・少年スポーツで小中学校を通しての競技力向上を目指している種目では、活動が十分に保障されない不安がある。

2 具体的方策

(ア) 基山町における事業の実践について

基山中学校で有している部活動の中から、今後、地域部活動として社会体育連携型の活動として移行していく部活動を指定し、順次移行していく。

今回の事業において次の条件に合致する部活動を 3 競技抽出し、地域部活動（社会体育連携型部活動）への移行を試みるとともに、その検証を行う。

- ① 少年スポーツの需要が高く、中学生での活躍を期待される競技
- ② 活動主体を担える団体を携えることができる競技
- ③ 地域（基山町）の指導者があるいは運営者が携える競技
- ④ 地域競技団体と密接にかかわることができる競技

(イ) 実践の内容

- ① 3 競技を選定し運営主体を構築
 - (イ) 地域指導者が学校外部から参入し、中心として指導を行なう。
 - (ロ) 学校部活動顧問が地域部活動指導者として担う。
 - (ハ) 地域少年スポーツと地域部活動の連携により、指導体制を構築。
- ② 地域連携型の部活動の規約の制定
 - (イ) 運営主体の明確化
 - (ロ) 学校部活との関連性
 - (ハ) 指導者の指導範囲
- (ニ) 傷害やトラブル発生時の責任の所在

③ 中学生スポーツ検討委員会の実施

(イ) 年3回実施

(ロ) 体育協会、運営主体者、指導者、学校、教育委員会で構成

④ 事業費の活用

(イ) 地域部活動での活動においては、主たる指導者に1回3,000円、補助指導者に1回の2,700円の謝金

(ロ) 地域部活動に移行する際に発生する保険料（生徒及び主たる指導者）

3 事業の実際

平成30年度より活用してきた部活動指導員が配置された部活動において、より効果的に地域との連携が進められると判断し、以下の3競技を事業の対象とした。

1	バレーボール (男子)	専門種目であり地域出身の教員が現在顧問をしている。「教員がそれぞれのライフステージに応じた部活動のかかわり方を主体的に選択できる」の観点から、積極的に部活動に関わる姿勢をもつ顧問が、教員が地域指導を兼務する形態を研究する。また、地域出身者であることから、持続性のある社会体育連携型の部活動の在り方を目指す。
2	軟式野球	地域指導者が主たる指導者となり、学校指導と連携し、競技活動を行う。地域指導者が主であることから、地域人材を活用し、少年スポーツと連携した活動の在り方を目指す。また、活動主体が学校管理下ではない活動に移行しながらも、学校部活動の長所を生かせる活動形態を研究する。
3	卓球(男女)	競技特性上、小学生の部ともルール等に大きな差異が無いことから、同一指導者で、共に活動する場面等を設定し、小中一貫した活動の在り方を目指す。小中合同で活動していくことで、町内施設の有効利用も視野に入れた活動形態を研究する。

4 事業の成果

(ア) バレーボール

- ・指導者については別紙（様式1）のとおり。
- ・地域在住の教職員が兼業をし、地域在住の指導者（部活動指導員）とともに指導。
- ・指導体制の管理上の問題から、保護者代表をコーチとし、指導者の一人として、活動の管理責任の一端を担った。
- ・運営規約を作成し、運営主体を構築できたが活動については定着していない。
- ・ジュニアバレー（小学生）とともに活動を一時的に行ったが、1月より新型コロナウイルス

ルス感染症第6波の影響により中止。

(イ) 野球

- ・指導者については別紙（様式1）のとおり
- ・地域在住者2名が兼業をし、部活動指導員を兼ね、指導及び運営にあたった。
- ・指導体制の管理上の問題から教職員1名を兼業の上コーチとし、指導者の一人として、活動の管理責任の一端を担った。
- ・作成されていた運営規約を見直し、運営主体を構築できたが活動については定着していない。
- ・少年野球連盟とともに2月に交流事業を実施し、活動の活性化を狙ったが、新型コロナウイルス感染症第6波の影響により中止。

(ウ) 卓球

- ・指導者については別紙（様式1）のとおり
- ・地域在住者2名が兼業をし、部活動指導員を兼ね、指導及び運営にあたった。
- ・学校施設を利用する観点から、施設管理上の問題から教職員2名を兼業の上コーチとし、活動の管理責任の一端を担った。
- ・学校施設を活用し、小学生と共に「ジュニアの部」として活動を行ったが新型コロナウイルス感染症第6波の影響により1月以降は中止。

(エ) スポーツ検討委員会

- ・佐賀県教育委員会主催のもと複数回実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響から一回のみの開催となった。

① 参加者

基山町教育委員会教育長	柴田 昌範
佐賀県教育委員会保健体育課学校体育係長	黒土 進治
基山町教育学習課課長	今泉 雅己
基山町まちづくり課課長	井上 信治
基山町まちづくり課文化スポーツ係長	堤 智幸
基山町体育協会	八郷 清孝
基山町少年スポーツ育成協議会	永尾 浩一
基山中学校校長	増田 健一
基山中学校部活動担当	中島 伸一
基山中野球クラブ代表	亀山 博史
基山中バレーボールクラブ代表	石井 麻衣子
卓球クラブ代表	筏 ヲカリ
卓球クラブ代表	井上 朋美
事務局：基山町教育学習課学校教育係	音成 耕治

② 検討会議の内容

議事

(1) 県教委より

スポーツ庁からの事務連絡について
運動部活動の地域移行に関する検討会議について
佐賀県部活動改革推進プロジェクト委員会報告

(2) 進捗状況

・学校運動部活動と基山町中学生スポーツの現状
事務局より説明

・基山町スポーツ団体について
体育協会、少年スポーツ育成協議会について説明

(3) 部活動→地域社会体育活動への移行に向けての意見交換

・運営団体・指導者
学校部活動顧問と他団体の連携が望まれている
指導者が学校教員でなくなることから、競技一辺倒になる不安がある
指導者の確保については困難である。しかし、時間の都合が合えば費用負担を求めない、ボランティア指導者は望めそうだ。

・活動場所
学校部活動から地域活動に移行した際に、学校施設が利用しやすい環境整備が必要である。
登下校やクラブの行き帰りの責任の所在も明確にしなければならない

・所属組織
体育協会や少年スポーツ育成協議会を受け皿として中学生のチームを登録する団体を検討した方が良い

5 事業の総括

(ア) 関係団体との連携と円滑な地域移行を推進する体制の構築について

今年度の実施を経て、基山町としては少年スポーツ育成協議等に中学生のスポーツが加盟することの方向性を検討している。これまで、部活動が担ってきている部分を協議会等で受け皿になることで地域に根付く持続的な形へと移行していきたい。次年度以降の課題として継続をしていく。

(イ) 拠点校と関係団体の協働を見据えた今後の支援について

現状の中学生を受け入れいる少年スポーツ団体も含めて、町内での各競技種での育成プランの作成が望まれるところである。現在は、中学生期のスポーツの集大成は全国中学校総合体育大会となり、学校単位の参加は継続されている。今後の動向を注視しながら、各競技団体の義務教育機関の指導・育成プランについて検討が必要となる。

(ウ) 費用負担等の今後の在り方について

学校部活動から地域部活動へと移行した際には、学校施設を開放できる環境が整えば、施設拡充は可能である。しかし、用具面等は学校との共用は難しくなる。また、指導者の手当については現在のところ教職員特殊業務手当あたりが基準となることで、兼業等の理解も進むのではないかとと思われる。公費から社会体育私設団体に費用負担はできないことから、保護者負担に頼らざるを得ない。しかし、学校部活動の際に負担がなかったものに対しての理解は非常に難しく、ニーズに応じていない体系になることも予測されるため、今後継続した課題である。

(エ) 他地域への普及について

本町は一町一中学校であるところから一つの中学校の部活動を移行させることは体制を整えれば理解を得やすい。この点については、日本中体連を含めた各種競技大会の在り方の検討を要望せざるを得ない。地域に根付いた指導者が確保できれば本町の期待しているガイドの下、地域移行は可能であるが、持続的な視点についてはさらに検討が必要である。

(オ) 地域部活動の推進と教職員の働き方改革への寄与について

一年目にして、働き方改革に寄与することは困難を極めた。学校施設の利用についてはどうしても、現段階では教職員の管理が必要となっている。学校管理下の活動回数は減ってきているが、こういった管理体制を整えていかなければ完全なる移行は難しい。加えて、これまでの取り組みから、保護者の意見として、「学校の先生」の立場が指導者がいなくなることで、教育的価値の低下を心配されているとの内容も挙げられているため、今後さらなる検討を重ねたい。